

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県
1220080	通訳案内士制度の見直し	【通訳案内士法】 第三条 通訳案内士試験に合格した者は、通訳案内士となる資格を有する。 第五条 通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。 第六条 通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。一 外国語 二 日本地理 三 日本歴史 四 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識 三 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、通訳案内の実務について行う。	通訳案内士になるには、観光庁長官が実施する「通訳案内士試験」に合格して、都道府県に登録する必要がある。		ビジット・ジャパンで今後予想される外国人旅行者増加に対応するし、交流人口の活動を目的とし、資格を取得しやすくなるための制度見直しを行う。	【実施内容】 通訳案内士資格を取得しやすくなるために、現行の「語学能力検定試験」制度ではなく、講習受講者が一律で取得できる制度へ変更。 【留意事項】 現状、通訳案内士の試験合格者は20%以下(英語1065人/52444人中・20%、中国語182人/1593人中・11%)であり、また資格を取得しても73% (1,0403通のアンケート中、商業旅行に従事していない人は3444人の結果)が活かされていない現状がある。通訳案内士という業務のニーズが少ないこと、認知度が低いことや安定しないことが原因として考えられ、フルタイムでの就業が難しいこともあげられる。そこで、韓国や海外赴任経験のあるコア層や子育てが落ち着いた主婦を主な対象とし、通訳案内士試験に代わる認定講習を新たに設置し、外国人観光客へ交流拡大・観音を限りながらガイドができる仕組みを組織化する。	F	I	これまで試験年度の集直しを行ったことにより、近年、通訳案内士試験の合格率は上昇してきているが、本年6月より通訳案内士制度の抜本的な見直しと視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催し、平成22年6月を目途にとりまて行う予定。		通訳案内士試験を「講習受講者が一律で取得できる仕組み」にし、現実に観光客から求められる「ホスピタリティ」や、地理・歴史に加えて各分野知識(地域事情、文化、アート)の講習・研修を充実させていくべきと考えます。上記制度により、受験者の門戸は広がり、利用者のニーズでもある「短期間、短時間」で働きたいというコア層、主婦層からも通訳案内士が生まれ、雇用のミスマッチ解消に繋がると考えます。また「通訳案内士のあり方に関する検討会」が今後毎月1回開催されるとのこと、人材サービス会社として参加させて頂き、意見を述べる機会を作って頂くことも望みます。	1 0 7 3 0 8 0	株式会社バナナグループ シャトーキャピネット	東京都	国土交通省	
1220090	床面積10㎡以内の公共施設新築時の建築確認等の緩和(バスシェルター、四阿等小規模な公共施設新築)	・建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事等の確認を受けなければならない。 ・建築基準法第6条第1項の規定による工事等を完了したときは、建築主事等の検査を申請しなければならない。 ・建築物は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、公益上必要な建築物で特定行政庁が通行を規制するに当たって建築主事等の同意を得る許可したものに限りこの限りではない。 ・建築基準法第6条第1項又は第6条第2項第1項の規定による確認済書の交付を受けようとする者は、その計画が都市計画法第29条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事等に求めることができる。			・建築基準法第6条第1項第4号建築物の建築等に関する申請及び確認 ・建築基準法第7条建築物に関する完了検査 ・建築基準法第4条第2項道路内の建築制限に係る建築審査会の同意 ・都市計画法第29条(施行規則第60条)の開発許可等不審証明書の開発行為の許可(建築基準法第6条)以上、4項目についての免除	本市では、平成16年1月から小型バス3台によるコミュニティバスの運行を開始しました。運行開始時の利用者は32,000人でしたが、平成20年度は7,000人に増え、その内の75%が65歳以上の高齢者であります。このように、コミュニティバスの利用者の大部分が高齢者であることから、バス停に日差しや雨を防ぐためのバスシェルターの設置要望が多く寄せられています。市としても市民の要望に応え、今後地域を公共交通活性化・再生総合事業により、可能な限りバスシェルター及びベンチを設置して行きたいと考えています。しかし、バス停にシェルターを新築する場合、建築基準法第6条により、建築確認申請が必要となります。また、市街地調整区域で新築する場合は、更に開発許可等不審証明書の申請も必要となり、申請手数料や検査手数料などの費用も6万6千円です。 床面積が10㎡以内の「増改築」であれば建築確認は不要ですが、バスシェルター等床面積が10㎡以内の公共施設の新築」に関しては建築確認を免除し、建築場所の報告のみで足りるようにしてほしい。	C	-	建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。この目的を達成するため、建築物の新工前及び工事完了後に、それぞれ建築確認及び完了検査を受けることが義務付けられている。今回の御要望においては、小規模な建築物について建築確認及び完了検査を免除する旨をご提案頂いているところであるが、建築物については、その規模に関わらず、安全上、防火上及び衛生上の性能を有することを担保する必要があるため、御要望の内容の実現は困難である。なお、御提案においては「床面積が10㎡以内の増改築」であれば建築確認は不要との記述があるが、増改築又は改築に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であっても、防火地域、準防火地域においては建築確認は必要となる。 また、小規模なバスシェルター等であっても、道路内に設置する場合には、周辺の状況を踏まえて、特定行政庁が通行上支障がないと認め建築審査会の同意を得る必要があること、敷土量の高行政地分である許可手続きにおいて建築審査会における公平中立な審査手続きを緩和することは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	1 0 2 1 0 1 0	小野市	兵庫県	国土交通省		
1220100	土地区画整理事業における施行区域外の宅地への換地に係る要件緩和について	土地区画整理法第86条第1項	土地区画整理事業の施行者は、施行区域内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならないこととされている。	現行法による施行区域内での換地処分について、施工区域外を含めた一体的な地域整備を行う目的に資するために一定の条件を満たしている区域外の土地を含めることができる換地要件の緩和	(地区の概要と現状の課題) 本地区は、バブル時に住宅開発を目的とした民間企業等による先行買収が虫食い的に行われ、地権者が所在した状況となり、土地の利用率が低く、商業従事者の就業意欲低下による新築事業地が拡大するなど、地域振興にも大きな支障をきたしている。これを解決するため、地権者と学識経験者等を中心として検討を重ね、「岸和田市丘陵地区整備計画基本構想」を策定し、同地区を都市的整備、景観的整備及び自然保全の各エリアに分類し、それぞれが連携するようまちづくりを目指しているが、地権の混在や地権者が希望する整備エリアが異なるため、それぞれの土地を整備、交換するための方法を立てることに苦慮している。 (提案内容) 今日、この都市的整備エリアで土地区画整理事業を実施する予定であるが、現行法では同エリア内に存する土地が換地の対象地となっていない。今回、同エリア内だけでなく、土地所在等が確認できる範囲内の土地を換地対象とする不効用が生ずることが可能となれば、各地権者の所有する土地が活用され、地域振興が図られるものと考えられる。 (法の趣旨は従前に変えずに土地の利用増進を図る目的であり、その負担として減少や清算金などが必要となる区域外の土地を換地対象とする不効用が生ずることが可能となれば、各地権者の所有する土地が活用されることと整備に及ぼす負担を一律とする事で、各地権者の不公平感も無いと考えられる。	C	-	土地区画整理法(以下単に「法」という。)第86条第1項は、「施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。」こととしており、施行地区内であることが必要である。 施行地区外の土地について土地区画整理事業を施行しようとする場合には、施行地区に当該土地を編入する事業計画変更が必要である(都市計画変更が必要となる場合もある)。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	1 0 2 4 0 0 1 0	岸和田市	大阪府	国土交通省			
1220110	高規格堤防の探検基準の緩和	高規格堤防整備と市街地整備の一体的推進について(建設省都市計画第146号・建設省河治発第85号、平成6年11月21日、建設省都市局長、建設省河川局長連発)	高規格堤防の整備については、市街地との一体的整備により良好な市街地の形成を促すことが特に重要であることから、関係機関が協力を積極的に地区計画等の策定、土地区画整理など市街地開発事業の実施に努めることとされている。	大都市を流れる大河川で実施されている高規格堤防事業は、手戻り防止(新しい高層建築物を誘導)や洪水の際の民衆の一時避難を安くする観点から市街地整備事業と関係が深いと考えられている。破堤すると甚大な被害が発生するゼロメートル地域は、建てた住宅を継続し、既に区画整理が終了している新しい街づくり計画のない所が多く、水害時の避難場所としても緊急度が高いにも拘らず、現在の運用基準では高規格堤防建設の目的が立たない。運用基準を緩和して欲しい。	西新小笠3丁目では荒川・中川兼用左岸堤に面した1kmの区画整理が完了した住工混在地域である。以前は1階が店舗で、安全かつ好環境の地であったが、4mを越す地盤沈下で堤防天端と3階が同じ高さになり、危険かつ堤防に張り付いた劣悪環境になった。此の地域全体がゼロメートル地域となり、ハードマップでは松戸市などへの広域避難対象地域である。当地域は開発利益が無いので民間開発が無、区画整理完了後行政の開発計画も無い。まちづくりと同時に先行が現在の現在の高規格堤防探検基準では出来なかったことが出て、地権者の外圧の強さは、阪神を念の既往大地震は耐えられる。しかし、阪神高速道路転倒や地層陥没等の外力観測値から判断して想定以上の外力で破堤する危険は十分考えられる。ゼロメートル地域は平常水位でも水深3mの水没した街であり、破堤被害の甚大さはユーロクリンズで実証されている。平成16年度全国都市再生モデル調査を初め、河川環境管理財団の研究助成を受けて水害に関する緊急度にも拘らず、現在の運用基準では高規格堤防建設の目的が立たない。運用基準を緩和して欲しい。これが前例となり地元主体の堤防づくりがはじまり新しいインフラ整備の模範となる。	C	-	高規格堤防の整備は、大規模な土地の形質の変更を伴うとともに、整備後、区域内の土地は通常の利用に供するものであることから、土地区画整理事業など沿川地域の市街地整備と一体的推進を図るものであり、治水安全度の向上及び市街地整備の両者に対する地域の合意形成が不可欠である。 このため、沿川整備基本構想の策定のもと、市町村都市計画部局による「沿川市街地整備計画」を河川管理者と協議のうえ策定することとしている。 沿川地域の市街地整備は、自治体の財政状況や地域の総意、開発動向なども踏まえ、基本的に区等においてその実施が判断されるものであり、そのような意思決定が無いままに高規格堤防に備える事業を進めることは、無秩序な土地利用が生じ、不完全な整備に止まることがあり得るばかりでなく、それまでの地域コミュニティに混乱をもたらす可能性がある。 したがって、高規格堤防の整備は重要であるが、具体的整備にあたっては、あくまで土地区画整理事業など沿川地域の市街地整備と整合を図った一体的な整備であることを前提としていることである。 貴法人が取り組まれている市街地の防災機能の充実に向けた活動が、さらに沿川地域に浸透し、その機運が高まれば、市街地整備の実施主体である区においても、あらためて市街地開発を具体化することは十分考えられ、その段階で連携して高規格堤防の整備を進めてまいりたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	1 0 3 0 0 1 0	特定非営利活動法人「ア」安全快適街づくり	東京都	国土交通省			
1220120	「1205(1214)重量物輸送効率化事業」の拡充提案(現行区域内限定での3軸ポルトレーラの新規製作・登録による、重量物輸送効率化事業の実施)	道路法第47条、第47条の2 車制限令第5条第4項、第5項 (関連法、道路運送車両の保安基準第2条、第4条、第4条の2、第6条、道路法 通法)	「1205(1214)重量物輸送効率化事業」の拡充提案(現行区域内限定での3軸ポルトレーラの新規製作・登録による、重量物輸送効率化事業の実施)	3軸ポルトレーラの新規製作・登録による重量物輸送効率化事業を実施する為には、現行特例の基準緩和項目(車制限令第5項)の追加が必要であることと追加していただきたい。 (1)長さの基準緩和(12m⇒18m) (2)最小回転半径基準緩和(12m⇒13.9m) また、上記(1)、(2)の緩和と併せて、既存特例措置1205(1214)を用い、既存特例措置1205(1214)の要件を満たした上で積載重量を33.3t、車両総重量を52.3tとした。 (添付資料③)「3軸ポルトレーラ連結検査書」に詳細記載	「1205(1214)重量物輸送効率化事業」を用いた3軸セミトレーラにより薄板コイルの輸送は効率化されているが、「1205(1214)重量物輸送効率化事業」の基準緩和項目に、長さ、最小回転半径を追加し、3軸ポルトレーラの新規製作・登録をすることで、18mコイルの輸送についても効率化を図りたい。 代替措置(公道の通行は国道・市道を横断するのみであり、公道の走行範囲が限定される。その他は構内私有地・道路の走行(構内道路の速度規制は30km/h)となり、安全面は確保される。(更に、NR設置基準により速度規制(約30km/h)を行い、安全面の強化を図る。また、既存ポルトレーラ(添付資料④参照)の走行(公道横断、構内道路走行共に)については過去15年間交通事故は皆無である。)道路の維持管理に係る協定書は、関係先(県・市)と締結済みである。	A	IV	ご提案の車両については、現在の重量物輸送効率化事業の要件に加え、当該地域のような公道を横断する場合に限れば、長さ及び最小回転半径の緩和も可能であると考えられるため、新たな特例措置として対応してきたいと考えます。		2 0 2 2 0 1 0	新日本製鐵株式会社 特種事業部釜石製鐵所、日鐵物流釜石株式会社	岩手県	国土交通省			
1220130	普通河川等保全条例における土木工事に対する都道府県知事許可基準の緩和	普通河川等保全条例	土木工事を施行しようとする者は、知事の定めることにより、その許可を受けなければならない。	普通河川等保全条例における土木工事は、都道府県知事の許可を要しているが、土木工事規制を特区内のみ緩和していただきたい。	①弊社は、大竹市に一筆で約264万㎡の山林を所有しており、同山林を開墾し100万㎡規模(約50万㎡、果樹園50万㎡)の大型農園を造りたい。②また、全収容戸数約300戸の住宅分譲事業(建物:木造平家建約30坪、延約100坪)を計画し、自然の中でスローライフを楽しむ環境を提供する。敷地約5000㎡(住居土)全体で約30万㎡を同山林内の住居地とする。住人の交流を促進する集会所等も同山林内に現在建設中であり、同地域一つの村を造り、大竹市谷町の過疎化にストップをかけ、人口拡大に貢献する。又、同居居地域より抽出される全てのゴミは、同敷地内に設備を設置し、再利用することを基本とし、一切敷地外に搬出しない。③現在、バイオマス炉構想を取り組むべく(社)日本有機資源協会と協議中であり、今年中に基本計画書を大竹市に提出する。同バイオマス炉構想の計画立案、実施により同敷地内に設置するバイオマス処理施設を中核とし、大竹市を中心とする循環型社会の完成を目指す。 上記事業は、普通河川等保全条例(旧条例)にあり、普通河川の区域内において土木工事を行う場合、県知事の許可を必要と定められている。しかしながら、今回の開発区域(264万㎡)の中には、青森がなく、また自然を利用した果樹園(果樹園)を造り、日本の食料自給率の向上、農業従事者の育成、雇用創出拡大に貢献するものであり、低コストにより、早期に事業を進めることが重要である。開発行為においては、当該事業地周辺には人家等住居は無く、また自然を利用した計画とするものであり、災害等の恐れは無いものである。	E	-	普通河川等保全条例については、広島県知事(自治事務)の権限により制定されており、国による関与はありません。		1 0 4 0 2 2 0	ランドクリエイト株式会社 特種事業部釜石製鐵所、日鐵物流釜石株式会社	広島県	国土交通省			

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に 係る規制の特例措置の 番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案 番号 管理	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁	
1220200	霞ヶ浦湖面でのサトウキビ植栽等の実証実験用水面占用の許可基準緩和	河川法第24条 河川法第26条	河川法において ・河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 ・河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。		霞ヶ浦流域下水道の放流水中のチッソ・リンをサトウキビ植栽等で回収・資源化する。新たな地産産業の創業目的の実証実験水域の占有許可基準の緩和を求める。	茨城県の環境ハフレット「泳げる霞ヶ浦実現を目指して」によると、霞ヶ浦流域56の河川より、霞ヶ浦へ毎日チッソ13トン、リン1トン、COD24トンが流れ込んでいる。従来は発生源の抑制のみが対策だったが、茨城県より、平成21年度からチッソ、リンの回収高に応じた助成実施の旨の正式公文が発出されたことを受け、霞ヶ浦で10haの農原とサトウキビ・ケナフ植栽(幅2.2m×長さ6.5m×0.5m、重量2トン、浮体LPGボンベ20年経過廃棄予定品のリサイクル)によるチッソ、リンの回収及び資源化を行ないたいが、ケナフが野生種であるという理由で霞ヶ浦水面占有許可が下りない。 野生種であっても、定期的な採取等、野生種繁殖防止のための管理が成される場合は、水面占有許可の基準(野生種栽培を目的とする水面占有は許可しない)を緩和して頂きたい。	C	—	河川法においては、河川について、治水、利水、環境面を総合的に管理し、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としており、また、河川敷地占有許可準則第十一においても、「河川敷地の占有は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない」とされている。従って、ケナフの野生化による在来種への影響が不明な状況において、その占有を認めた場合には、例えば生息場所の占有によって在来種が駆逐されるなど霞ヶ浦の在来種にとって不可逆的な結果をもたらす可能性があり、霞ヶ浦の自然環境を保全する観点から予防的措置として現時点においても河川管理者として適切でないと考え、サトウキビについても、ケナフと同様に霞ヶ浦の在来種でないことから、許可の対象と考えておりません。				泳げる霞ヶ浦 植栽等で実現	1 0 8 8 0 0 1 0	NPO霞ヶ浦浄化連	茨城県	国土交通省